

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じた。

平成27年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 監督処分をした年月日  
平成27年8月24日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地  
コープラス建築設計事務所  
香川県高松市福岡町3丁目35番18号
- 3 当該建築士事務所の開設者の氏名  
前田重敏
- 4 当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び当該建築士事務所の登録番号  
一級建築士事務所 香川県知事登録第2264号
- 5 監督処分の内容  
平成27年9月15日から4月間の建築士事務所の閉鎖
- 6 監督処分の原因となった事実  
当該建築士事務所を管理する建築士が、建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたこと。